

○墨田区障害者日中一時支援事業実施要綱

平成18年9月29日

18墨福障第790号

改正 平成21年3月23日20墨福障第1573号

平成22年3月31日21墨福障第2255号

平成22年6月30日22墨福障第495号

平成23年6月30日23墨福障第299号

平成24年3月30日23墨福障第2129号

平成24年6月30日24墨福障第276号

平成25年3月29日25墨福障第1764号

平成26年5月2日26墨福障第65号

平成27年4月28日27墨福障第114号

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項に基づき、障害者等（法第4条第1項に規定する障害者及び法第4条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）の日中活動の場の確保、障害者等の親の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする障害者日中一時支援事業（以下「事業」という。）を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(事業委託)

第2条 区長は、事業のうち、利用の決定等に関する事務を除き、適切な事業運営を行うことができると認める社会福祉法人等に事務を委託する。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、障害者等の活動に必要なスペースを確保できる事業所等において障害者等を預かり、日常活動の支援を行うこととする。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、墨田区に住所を有する者又は墨田区外の施設等に入所して

いる者（墨田区に住所を有しない者で実施機関が墨田区である場合に限る。）で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （１） 身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- （２） 療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知）に基づく愛の手帳又は療育手帳の交付を受けている者
- （３） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- （４） 学校教育法（昭和２２年３月３１日法律第２６号）第７２条に規定する特別支援学校又は同法第８１条第２項に規定する特別支援学級に通学している者
- （５） 医師により発達障害（広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群等）、学習障害、注意欠陥・多動性障害等をいう。）と診断された者
（事業を実施しない日）

第５条 日曜日、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日）、１月２日、同月３日及び１２月２９日から同月３１日までの日は、本事業を実施しない。ただし、事業を実施しない日であっても、第２条の規定により区長が事業を委託した事業者（以下「受託者」という。）の判断により実施日とすることができる。

（利用の申請）

第６条 事業を利用しようとする対象者（障害児にあつては、法第４条第３項に規定する保護者）（以下「申請者」という。）は、墨田区障害者日中一時支援事業利用申請書（第１号様式）に必要な書類を添付し、区長に提出するものとする。

（利用の決定等）

第７条 区長は、前条の申請書の提出があつたときは、ただちに内容を審査し、利用の可否を決定し、墨田区障害者日中一時支援事業利用承認決定通知書（第２号様式）又は墨田区障害者日中一時支援事業利用不承認決定通知書（第３号様式）により、申請者に通知するとともに、承認した申請者を墨田区障害者日中一時支援事業利用

者名簿（第4号様式）（以下「利用者名簿」という。）に登録するものとする。

（利用登録の有効期限及び更新申請）

第8条 前条の規定による承認期間は、承認を行った日から起算して、最初に到達する6月30日までとする。

2 承認決定を受けた申請者（以下「利用者」という。）が、承認期間満了後も引き続き利用しようとするときは、承認期間満了日までの1月以内に第6条に規定する申請を行わなければならない。

（届出）

第9条 利用者は、申請内容に異動が生じたときは、直ちにその旨を、墨田区障害者日中一時支援事業利用変更届（第5号様式）により、区長に届け出なければならない。

2 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を、墨田区障害者日中一時支援事業利用資格喪失届（第6号様式）により、区長に届け出なければならない。

（1） 事業の利用を中止しようとするとき。

（2） 第4条に規定する対象者に該当しなくなったとき。

（利用の取消し）

第10条 区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による利用決定を取り消すことができる。

（1） 事業の対象者でなくなったとき。

（2） 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けたとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、区長が利用を不相当と認めたとき。

2 前項の規定により利用を取り消したときは、墨田区障害者日中一時支援事業利用取消通知書（第7号様式）を利用者あてに通知するものとする。

（利用方法）

第11条 利用者が事業を利用しようとするときは、墨田区障害者日中一時支援事業利用承認決定通知書を受託者に提示し、受託者に直接依頼するものとする。

(費用負担)

第12条 利用者は、事業の実施に要する経費として、別表1に定めるサービス基準額の10パーセント（以下「利用者負担額」という。）の額を負担しなければならない。ただし、負担軽減として区市町村税非課税世帯は0パーセントとする。

2 前項の規定による利用者負担額のほか、利用者は、受託者が利用者の受入れに要した実費費用を負担しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、1の月における利用者負担額の合計の額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年1月25日政令第10号）第17条第1項に規定する負担上限額よりも高額となるときは、当該利用月の利用者負担額は、同項に規定する負担上限額とする。

4 利用者は、利用者負担額及び実費費用を直接受託者に支払うものとする。

(委託料)

第13条 区長は、サービス提供委託料として、別表1に定めるサービス基準額から第12条第1項に定める利用者負担額（実費負担を除く。）を差し引いた金額を受託者に支払うものとする。

2 区長は、前項に定めるサービス提供委託料の他に、実際に要した事業運営経費のうち必要と認める額を、運営加算委託料として支払うことができる。

3 区長は、前項の請求のあった日から30日以内に内容を確認し、サービス提供委託料及び運営加算委託料を支払うものとする。

(実施状況の報告等)

第14条 区長は、事業の適正な運営を図るため、受託者に対し、必要に応じて、実施状況の報告を求め、調査を行うものとする。

(遵守事項)

第15条 受託者は、受け入れることが可能な障害種別、年齢層及び障害程度について、あらかじめ定め、利用者に対して事前説明を行わなければならない。

2 受託者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務体制を定めておかななければならない。

- 3 受託者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 受託者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、区長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者及びその従業員のうち、事業に従事する者は、事業の実施に当たり知り得た利用者等の個人情報等を、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、障害者福祉課に関する事項は福祉保健部長が、保健計画課に関する事項は福祉保健部保健衛生担当部長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年7月1日から適用する。ただし、第12条第1項の改正規定は、平成24年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年7月1日から適用する。

別表1

単価区分		単価
障害者	区分6	1時間当たり2,000円
	区分5	1時間当たり1,500円
	区分4	1時間当たり1,000円
	区分3	1時間当たり900円
	区分2	1時間当たり800円
	区分1	1時間当たり800円
障害児	区分3	1時間当たり1,500円

区分2	1時間あたり1,000円
区分1	1時間あたり800円

様式 省略

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

(平成十八年一月二十五日)

(政令第十号)

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額)

第十七条 法第二十九条第三項第二号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第四十三条の五第三項及び第五項において「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 三万七千二百円
- 二 支給決定障害者等（共同生活援助に係る支給決定を受けた者及び自立訓練又は就労移行支援に係る支給決定を受けた者（厚生労働大臣が定める者に限る。）を除く。以下この号及び次号並びに第十九条第二号ロ及びハにおいて同じ。）であつて、次に掲げる者に該当するもの（第四号に掲げる者を除く。） 九千三百円
- イ 指定障害者支援施設等（法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）であつて、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額が二十八万円未満であるもの
- ロ 指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者

以外の者（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属するその配偶者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が十六万円未満であるもの

三 支給決定障害者等のうち、指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外のもの（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの（前号及び次号に掲げる者を除く。） 四千六百元

四 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）を除く。以下「特定支給決定障害者」という。）にあっては、その配偶者に限る。）が指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この号、第十九条第二号ニ、第三十五条第三号、第四十二条の四第一項第二号及び第四十三条の三第二号において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯

に属する者が指定障害福祉サービス等のあった月において被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）若しくは要保護者（同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零

平成八年政令第十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令

(支援給付に係るその他の法令の適用)

第二十二條 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一～二十一 (略)

二十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号) 第十七條、第十九條、第三十五條及び第四十三條の三の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。

二十三～二十六 (略)

(平成六年四月六日)

(法律第三十号)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

(支援給付の実施)

第十四条 この法律による支援給付 (以下「支援給付」という。) は、特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯の収入の額 (その者に支給される老齢基礎年金その他に係る厚生労働省令で定める額を除く。) がその者 (当該世帯にその者の特定配偶者、その者以外の特定中国残留邦人等その他厚生労働省令で定める者があるときは、これらの者を含む。) について生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第八条第一項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において行うものとする。

2 支援給付の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活支援給付
- 二 住宅支援給付
- 三 医療支援給付
- 四 介護支援給付
- 五 その他政令で定める給付

3 支援給付を受けている特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯にその者の特定配偶者があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該特定配偶者の属する世帯の収入の額 (厚生労働省令で定める額を除く。) が当該特定配偶者 (当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。) について生活保護法第八条第一項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、当該特定配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、支援給付を行うものとする。ただし、当該特定配偶者が当該死亡後に婚姻したとき (婚姻の届出をしていないが、

事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含む。)は、この限りでない。

- 4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。
- 5 支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。
- 6 支援給付については、政令で定めるところにより、支援給付を生活保護法による保護とみなして、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）その他政令で定める法令の規定を適用する。
- 7 前項に定めるもののほか、支援給付に関する事項に係る他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 8 前各項に定めるもののほか、支援給付の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。